

防衛省・外務省関係事項

母と女性教職員の会の運動は 1954 年に始まり、今年で 63 年となります。この運動は、平和な社会を求める草の根運動の草分けといえるものです。

「子どもたちが、平和のうちに育つ社会を実現するために、全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」と呼びかけたアピールが全国婦人教員研究協議会で採択され、以来、全国各地で連帯活動を進めてきました。1975 年から毎年東京で開催している全国集会では、国連の「女性年」「子ども年」「障害者年」「平和年」などの趣旨に学び、国際的な視野に立って、「憲法・平和・教育を守ろう」と確認してきています。

各地で課題別の分科会集会を開くとともに、これまでに、40 人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共学、学校給食の実現、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、ゆたかな教育の実現のため、次のように求めます。

記

1. 「日米地位協定」を抜本的に見直すこと。
2. 沖縄をはじめとする在日米軍基地の縮小・撤去をはかること。また、辺野古の新基地とともに高江ヘリパット基地の工事強行をすぐに中止すること。
3. 米軍オスプレイの配備撤回と全国各地での低空飛行訓練等の中止を求めること。また、自衛隊へのオスプレイ配備計画を撤回し、災害救助訓練等にオスプレイを使用しないこと。
4. 自衛隊の「統合運用」を行わず、シビリアンコントロールを徹底すること。また、在沖米海兵隊の砲撃演習をはじめとした日米合同軍事演習を行わないこと。
5. アフリカ・南スーダンの PKO 活動においては、参加 5 原則が崩れている現状をふまえ、ただちに撤退させること。また、武器基準の緩和や「駆けつけ警護」「宿营地共同防衛」の任務付与を撤回すること。
6. たちかぜ自衛官いじめ事件や女性隊員へのセクハラ事案が生じていることをふまえ、自衛隊員の人権意識の涵養、オンブズパーソン制度の導入など、防止対策を講じること。
7. 自衛隊員の募集を、学校を通じて行わないこと。また、募集に係る活動に学校敷地及び施設を使用しないこと。

以上